ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては（A）の、電気設備主任担当技術者にあっては（B）の、機械設備主任担当技術者にあっては（C）の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

⑷　管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者

次のａ．からｅ．までのすべてを満たす工事監理業務の実績を有すること。なお、管理技術者については、躯体、外装、内装のほか、電気設備、機械設備及び昇降機設備のいずれも一式工事の業務実績を有すること。建築主任担当技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績をそれぞれ有すること。

ａ．構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｂ．規模　１棟で延べ面積15,000㎡以上

ｃ．階数　地上３階以上かつ地下１階以上

ｄ．用途　⑶⑧エ（A）ｄ．に同じ

ｅ．上記ａ．からｄ．までは同一工事の施工実績であること。

⑻　電気設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．の要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の業務実績を有すること。

ａ．規模　１棟で延べ面積7,500㎡以上

ｂ．用途　（A）ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一工事の業務実績であること。

⑹　機械設備主任担当技術者

次のａ．からｃ．の要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についての一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の業務実績を有すること。

ａ．規模　（B）ａ．に同じ

ｂ．用途　（A）ｄ．に同じ

ｃ．上記ａ．からｂ．までは同一工事の業務実績であること。

オ　管理技術者と各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についてもアからエまでの要件を満たしていなければならない。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　維持管理企業は入札公告時において、令和04・05・06年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が行う場合は、いずれの維持管理企業においても①及び②を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　運営企業は、入札公告時において、令和04・05・06年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　運営業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　運営業務を複数の運営企業が行う場合は、いずれの運営企業においても①及び②の要件を満たしていること。

④　警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

⑻　付帯事業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち付帯事業を実施する民間収益事業者は、次の要件を満たすこと。

①　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに、ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000㎡以上の複合施設開発に不動産開発事業者（施行者・都市計画提案者又はこれに準ずる立場）として関与した実績を有すること。なお、各実績は、第一次審査資料の提出期限の日において、当該事業の建設工事に着工していることを条件とし、「これに準ずる立場」とは、例えば、市街地再開発組合における参加組合員又は事業協力者等の立場で、開発計画の企画や関係行政等との協議・調整等の不動産開発事業の実務に携わったことを客観的に確認できる者をいう。

②　付帯事業を複数の企業が行う場合にあっては、いずれかの企業が①を満たしていることで足りるものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　一次審査通過者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、３⑵①及び②によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　一次審査通過者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

③　⑴において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が二者以上ある場合は、下記１）から４）の加算点の順で落札者を決定する。それでも、特定できないときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。くじの日時及び場所については、振興会から電話等により指示する。

１）加算点全体の合計

２）施設整備業務に関する加算点の合計

３）経営管理に関する加算点の合計

４）維持管理・運営に関する加算点の合計

４　入札手続等

⑴　担当部課　〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１　独立行政法人日本芸術文化振興会　財務企画部国立劇場再整備担当室　電話03―3265―6319

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和５年２月３日から令和５年３月９日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の３月９日は12時までとする。入札説明書その他申請様式等については次に掲げる振興会のホームページにおいて交付する。

ＵＲＬ：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/seicho.html

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、令和５年２月３日から令和５年３月９日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の３月９日は12時までとする。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　入札書及び第二次審査資料の提出期間は令和５年６月５日から令和５年６月７日までの10時から17時まで。ただし、最終日の６月７日は12時までとする。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は４⑶に同じ。

⑸　開札の日時及び場所　令和５年６月８日10時30分　〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１　独立行政法人日本芸術文化振興会　国立劇場本館３階第５会議室。